

1 利用停止請求

個人情報保護に関する法律第98条

(利用停止請求権)

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【解釈】

- (1) 何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報に、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる。

「利用の停止」とは、請求のあった保有個人情報の利用を止めることをいう。

「消去」とは、請求のあった保有個人情報を公文書から消すこと、保有個人情報が記録された公文書そのものを廃棄することをいい、匿名にすることで個人の特特定がなくなる場合は、匿名にすることも含まれる。なお、利用訂正請求における「削除」が誤っている部分だけを消すのに対し、利用停止請求における「消去」は、正しい部分も含め情報の存在を消すものである。

「提供の停止」とは、以後の提供を停止することをいい、既に提供されたものについては効力が及ばないため、回収義務が課せられるものではない。しかし、この法律に違反して提供されていたことにかんがみ、可能な限り、回収するべきである。

- (2) 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。(※)

(※) 個人情報の保護に関する法律第76条（開示請求権）を参照。

- (3) 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内(※)にしなければならない。

(※) 個人情報の保護に関する法律第90条（訂正請求権）を参照。

2 請求の方法

個人情報保護に関する法律第99条

(利用停止請求の手続)

第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【解釈】

- (1) 請求は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を実施機関に提出しなければならない。
 - ① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - ② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - ③ 利用停止請求の趣旨及び理由
 - ④ ①～③に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

※ 市長に提出する利用停止請求書は、徳島市個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する保有個人情報利用停止請求書（別記様式第23号）とする。
他の実施機関については、徳島市個人情報の保護に関する法律施行細則の例による（宛名を「徳島市長」からそれぞれの実施機関名に書き換えて使用する。）。

※ 電話若しくはファクシミリ又は電子メールによる開示請求は、本人確認が困難なことから認めない。
- (2) 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。（※）

（※）個人情報の保護に関する法律第77条（開示請求の手続）を参照。

3 利用停止義務

個人情報の保護に関する法律第100条

(保有個人情報の利用停止義務)

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【解釈】

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

- ① 実施機関による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。
- ② 実施機関による調査の結果、当該保有個人情報が、法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

(2) 利用停止請求に理由があると認められる場合

実施機関による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第100条ただし書）。